#### 會學濟經學大國帝都京

### 叢論濟經

號 ~ 第

巻八十第

#### 號念記年百二誕生スミス・ムダア

口	繪 スミスの肖像・筆蹟・國富論初版扉・記念會寫真	為貨
スミス	の生涯・・・・・・・・・經濟學博士	本庄榮
道德的	<b>2價値判斷だ購入ミスの思想・・法 學 土</b>	恒藤
富國論	■の研究方法に就きて・・・・・ 珪學博士	財 部
スミス	(ヒコンデアツクとの價値論・・・法學博士	田島
スミス	への所謂「眞實の價格」について・法學博士	河 上
スミス	の價格論と分配論・・・・・經濟學士	谷口
スミス	の自然主義觀で自由政策の見地・ 法學博士	河田
スミス	の自由放任論の特徴・・・・經濟學士	堀
スミス	の自由貿易觀・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	作田
スミス	の對植民地策・・・・・・・ 法學博士	山本美
スミス	の租税原則・・・・・・・法學博士	神戸
スミス	の公債論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	小川鄉
スミス	と浪漫派	山口正
スミス	・を早く我國に傳へたる關文經濟書・・ 商 學 士の名其生涯及其學說等關文經濟書・・ 商 學 士	武藤
書	目 スミス關係書目(納目裏面を見よ)	
記	事スミス記念會記事・・・經濟學博士	本庄樂

# ス

の 公 債 論

Ħ 灰

緖 耆

第

非常準備さ公債ミの態擇に關するスミスの見解 スミスの公債悲觀説要領 資本滅却論

產業打擊論

第四 スミスの奨園公債整理論 國家疫微論丼に國家破產論

T) 第 **公債論更上に於けるスミスの地位**  第

Ŧ

スミス公債論の批評

結

#### 第 緒

言

アダム・スミスは其著 Weal.h of Nations の最終の章即ち第五卷第三章に於て of public Debts と 公債に關する諸問題に就て論諏してゐる。 本論は此章に就て研究せんとするものである。

題し、

備論より起し、 今此章に就て、 昔の歐羅巴の君主が非常準備を貯へたること、後商工業の發達するに及んで非常 アダム・スミスの論ずる所の梗概を窺はんに、 アダム・スミスは先づ筆を非常準

小 Ш 鄕 太 郞 力説し、若し是等の瑠收を圖ることが出來ねば、英國は殖民地を拋棄して以て平時幷に取時に於 債 を減少するか増稅をなすかの二つに一つであることを説き、 に品位引下に依つて行は 證し、公债累積の結果は國家破産に到達することを極論し、 て、寧ろ租税を選ばねばならぬことを説破し、公债が之を起した國家を弱むるに至つたことを例 と等を説き、 及び、轉じて戦費が永遠公饋の形に於て起されて人をして戰爭の負擔を感せしめないこと、 で短期公債と永遠公債との中間に位する年金公債 (bollowing by terminable amuities) 終身年金公 永遠公債 (unfunded debt) を確定公债 (funded debt ) との區別、短期公债 (bollowing by anticipation ) と 準備と貯へないで公債を起すに至りたることを論じ、其公債も初は無擔保で之を起したが、 は其利拂に用ひられて平和の際に滅梲せられないこさ、次で又滅債基金(sinking fund) が出て來 ↑國素の收入を 擔保として 起すに至つた事情を叙し、 (bollowing by life annulties) 次に理論上より公債樂觀説を駁して、 (bollowing by perpetual funding) その區別の由つて來たつた所以を明にし、 假分減債基金が低利借換等に依つて出て來たとしても他の臨時費に流用せられ易きこ 英幽の實際に徴し、 れてゐることを擧げて之を批難し、 トンチン公債 **戦時に公債の激増すること、平時に於て償還の遅々たることを** 自己の悲觀的意見を縷述し、公債と租税とを比較し (Tontines) に就て叙述し、其英佛に於ける實例に 之を英國の實際に徴して、 愛蘭弁に殖民地に課税すべきことを 共國家破産が貨幣の名目價値引上幷 最後に英國の公債整 理を策 所謂 更に進ん 流動 經費 後段

論

て殖民地の為に支出すべき經費の節約を行はねばならぬことを論じてわる。

も合せ考へ、其の説の正しき所、 觀説である。 る地位を詳にして見たいと思ふ。 此の如く 7 そこで私は茲に此公債悲觀說を中心として考察し、其余論たる英國々債整理意見を ダム・スミスの説く所は多岐に亘つてゐるが、其最も注目に値するものは、公債悲 誤つてゐる所を明にし、 それに先つて一應公债と非常準備とに關し 以 て アダム・スミスの公債論史上占む アグ ム・スミスの説

## 第 非常準備と公債との選擇に關するスミスの見解

く所を紹介して置かねばならぬ。

うである。 其昔奢侈が一般に知られてゐなかつたときに方つては、多くの收入を有する人は自ら貯藏 アダム・スミス は其公債論の劈頭に於て非常準備の制度に筆を起してゐる。 その趣旨は斯 した

商業國が發達し奢侈が流行するに及んで、君主も亦其例に漏れず、國家の防禦の爲めに要すべ 其當時に於て必要が無かつたから、 に於ては歐洲の君主は概ね貯蓄をなし非常準備を有するやうになつてゐた。 に際しては君主も自然に吝かになり、 ものである、 それと同じ傾向が君主の間にも現はれた。 君主の經費は極めて少くて濟んだのである。 宮中に於て傲奢を極むるやうなことは無く、 即ち商工業が未だ知られなかつたこき それが故に昔 叉常備

することっなつた。 製の 外は其牧人を擧げて奢侈享鑠に投するやうになり、其經常收入と其經常費とが そこで非常準備を警積することは到底之を期待することが出來 75 相平均 7

であ に屬する。 た、普魯西前王弁に現在の王は非常準備を積んでゐると聞くが、そは佛蘭西の顯理四世(一六 つたことは斯の如くであるが、 〇年崩御)以家、 睢瑞 瑞酉の他のカント 西のべ ル 歐洲に於ける唯一の例として可い。君主國に於て非常準備の積まれなくな ンは多少の非常準備を貯へてゐる。 ンには勿論非常準備の貯へがないのである。 共和國に於ても亦さうである。 それが歐洲共和國に於ける唯 伊太利の共和市も 和 蹴も皆さう 一の例

平時に於て吝でないと戦時には借金契約を爲すの必要が起る、戰爭が起つても平特の經常費を せられねばならぬ に戦争が始まると直に軍隊は増されねばならぬし、 を課するとしても、 3 支辨するに要する外、 君主が経費の増すに連れて收入を増すの直接手段を持つてゐると假定しても、 Ļ その收入は十ヶ月か十二ヶ月の後ならでは、 又是等の軍隊艦隊衞戍地には、銃砲彈丸彈斃食糧其他の軍需品を供給 金が無い。 所で戦時に於ては平時の三倍四倍の收入を要すること 艦隊は出動せねばならぬし、衞戍地 國庭に這入つて來ない。 例へば租 は守備 然 る 稅

以上述ぶる所に依つて之を觀れば 叢 ス ž スの公債論 ァ 12. ム・スミスは非常準備の制が廢たれて公債制 第十八卷 (第一號 二八三) 二八三 度が生れて

ねばならぬ。

是等の經費は戦端が開くるや、

直に之を要するので、

租税が徐々と入り

狹

るを待

つことが出

來

'n,

是に於て政府は

借金するより外に途がないことゝ

なるのである。

すの必要が起る」といふやうな語勢より察するに、アダム・スミスは非常準備の制度を批難するも **承に自然の發達を叙してゐるのであるけれざも「一平時に於て吝でないと戰時に於て偕金契約を爲** のでなく、寧ろ之を辯護するものと調つても可い。非常準備と公債とを比べ、非常準備を選 きであるといふ趣旨が言外に溢れてゐるからである。 併し乍ら アダム・スミスは非常準備制に執

度を維持することが出來ぬものとあきらめてゐるやうである。

着し何でも之を復活せねばならぬと説いてゐない。商工業の發達するに及んでは到底非常準備

うと思ふても之に應ずる者がなければ問題とならね。そこで アダ 11、公債制度は以上述べたるが如く戰時の必要に應じて起れるものであるが、政府が借金しや ム・スミスは進んで公債制度發

生の條件として人民が喜んで之に應ずるに至つた事情を説いてゐる。

**∃** ⟨

金を貸すことが出來るのである。此くして商業國に於ては人民が貸す能力を持つことになるの 他人より預かつた資本をあちらこちらに轉じてゐる人の一團がゐる。是等の人は吸府に互額の 商業國に於ては商人や工業者が澤山ゐるが、それと共に自分の資本や他人より借りたい資本や

である。

産所有の安固を得て居らねばならぬし、第三には契約の真正が法律に依つて支持せられて居ら 商工業が榮ゆる國といへば、第一に司法が正しく行はれて居らねばならぬし、第二には人民が財 ねばならぬし、第四には支配能力ある人に對し國家が權力を用ひて債務履行を强制するやうに

ない。 集に於て應募割當てを得たる者は寧ろ普通之を恩惠と考ふる程である。此くして商業國に 依つて更に金を儲けることとなる、 で゛ かゞ ば 市場に於て初め拂 することを辭せない。 を貸すことを躊躇せないであらう。又彼等は政府に金を貸しても毫も商工業を管む力を減損 れば商工業は榮えね。平時に於て此信認がある以上は、非常時に際して、商工業者は政府に金 なつで居らねばならぬ。是等の條件の具はらぬ國には商工業は榮えぬ。之を一言に して 掩 沮 政府が正義 否却て之を増すのである。諡し國家は綏急事あるに際して債權者に有利なる條件で借金 婡 るのであり、且つ國家が正義を守るといふ信認が一般に行はれてゐるから、その公債は 「(Justice) を行ふものであるといふことに就て人民の信認 つたよりも高く之を費ることが出來る、 而して第一債權者に對して為したる保障は之を他の債權者に移轉するこ 資本を減ずる所でなく資本を増すのである、 それで商人は政府に金を貸すことに (Confidence) 故に公債の夢 かゞ 於て なけ

市、 言つてゐないけれざも、今日の公債論でいふ起債の前提たるものである。 傷の成立といふことに當り、 以上論する所に依つて之を觀れば、 第二の條件は國家の公信認といふことに當るのである。 アダム・スミスが公債發生の條件とする所は、 即ち第一の條件は金融 明にそれど

は人民が喜んで質すやうになるのである。

之を要する 7 夕<sup>°</sup> ム・ス ミスは商工業の發達するに及んで公债發生の條件が 具は Ŋ, 公債なる

端 叢 スミスの公債論

達の自然的産物であるこしてゐると見ても可いのである。 ものが出て來ると云ふのである。 從つて アダム・スミスは公債を以て國家財政弁に國民經濟の發

# 一 スミスの公債悲觀説要領

るか、 7 g, 其公債を如何に見るかと云ふに、殆んど悲觀の二字を以て盡きてゐると謂つても可いので ム・スミスは前段遊ぶるが如く、 公债が商工業國に於て自然に發達したることを説いてわ

て見やうと思ふ。卽ち其一は資本滅却論で、其二は産業打擊論で、其三は國家哀微論幷に國家飯 7 17. ム・スミスが公債を悲觀する所以は幾つもあるが、私はその論旨に依つて之を三つに分け

産論である。

ある。

### 一資本波却

論

てゐる。 、資本滅却論に於ては、 公債に關し當時行はれた説とは斯ういふのである。 アダ ム・スミスは先づ公債に關し當時行はれた説を引用して之を駁し

本だけ存する場合よりもヨリ多く商工業が擴張せられ、ヨリ多く土地が耕され且つ改良せられ 公债は從來の資本に更に附け加へられた資本の集積である、此新資本が出來た爲めに從來の資

つゝ自己の公債悲觀説を明にしてゐる。 此論は 闡 人ピント ゥ Pinto の主張 したる説である。 其要領を述ぶれば左の如し。 7 g. ム・スミ ス は 此説に對し反駁 ŕ 加

債權者より觀れば資本は公債に入り代つて來てゐるともいへるが、社會より觀れば入り代つて 來てゐない 資本でない、唯此場合に於て其資本は一の職業から他の職業に移されたに過ぎぬ。公債の第一 付けた人の手に入るときは、其人に取つては新資本たるを失はないけれご、其國に取つては新 て生産的勢働者を維持するに使はれてゐたものであらねばならぬ、 とか 政府に賃付けたる者より觀れば、資本の代りに年金を得るのであるが、其年金を擔保として他 <u>#</u>2 資本が轉じて不生産的勞働者を維持するが爲めに用ひられることゝなる。此くして此資本は、かいいい、 寧ろ所得の作用を爲すやうになる。卽ち從來生産的勞働者を維持するが爲めに用ひられてゐたい、いい、いい、 人より新資本を借り入れ **公債の第一債權者が政府に貸した資本は其政府に貸した瞬間より資本の作用を爲さなくなり** 年中に 批 一來る。 のである。 消費せられて仕舞ひ、叉將來の再生産に供せらる「堅もなくなるのである。資本を 所で此の如く他の人より借り又は買つた新資本は、 若し曩に政府に賃渡さなかつたならば、國内には二の資本があつて、共に ő Ď., 若は之を質つて新資本を手に入れるか、 從前より既に社會に存 是が故に此資本が政府に賃 孰れ かの方法を採るこ してゐ

) Pinto: Traité de la Circulation et du Crédit, 1771, Amsterdam.

スの公債論

第十八卷

(第一號 ニスセ)

二八七

攤

ス

ŝ

潉

第十八卷

是れ である。 の行動に關する氏一流の説を前提としてゐる、 3 生産的で 右の論理よりして公債は其國の資本を滅却すると云ふのである。アダム・スミスの此論 生産的勞働者を維持することが出來た筈である。然るに今は一の資本が存するのみで き公債 ア ダ ある、 既に國家の行為幷に國家の經費を不生産的であるとすれば、 ム・ス も亦不生産的に消費せらるものと見るは論理の當然の歸結であるといは ミス 故に臨時費として國家の支出する經費も亦消費であり、 が公債に依つて資本が國家の手に入ればその瞬間より資本の作用を失ふとい 即ち氏の説に依れば國家の行為は消費で 其經費を辨する爲めに 不生産的であるとするの ねばならぬ 璭 は 國 不 家

を滅却するものであるが、 ばならぬ ア ダ といふことを繊述してゐる。 ム・スミスは更に進んで公债さ租枕こ何れを選擇すべきかといふ論に入り、 租税は資本の蓄積を妨ぐるに過ぎないから公債を拾てっ その大要は左の如くで ある。 和税を取らね 公債は資

ふ所以である。

<u>ځ</u> ځ 租稅 とい 持する為 ٤ に依つて經費を支辨するとせば、 Ę 換言すれば、 め 私人は其 に用ひらる · .. . 其一 部 ゝのである。 分を貯蓄して資本としたかも知れぬが、 部分を生産勞働の維持に用ひ、 若しそれが租税として支拂はれなかつたとしたならば その租税として支辦はるゝ部分は慥に不生産的勞動 大部分を不生的的勞動の維持に 其大部分は之を消費したであ 用ひ を維 加 何

34 業に變するに過ぎぬ、多少新貨本の蓄積を妨ぐるといふ影響があるとしても、既存資本を滅却 たであらう。是が故に租税に依つて經費を支辨するは大體に不生産的勞働者を一事業より他事

することは無いのである。

であ て多くの新資本を蓄積することが出來るのである。 戦時税が廢せられ、人民が多く新資本を蓄積するに至ること公债支辨方法に依る比でないから が租税より優れる唯一の長所である。所が此長所が發揮せらるこのは騒爭の續く間 併し公債に依れば祖稅は輕くて濟むから、 つて不生産的勞働を維持するものに變するのであつて、旣存資本の滅却を引き起すのである。 所で公债に依つて經費を支辨すると、前に述べた通り、 戦争が終ると租枕支辨法が遙に長所を發揮するに至るのである。何となれは平和に入れば 之を要するに租稅支辨方法に依れば戦時に於て必ずしも舊資本を破壞せず、平時に於 一來る、 從つて新資本の蓄積を妨げらる、程度は遙に少いと謂ふべきである。こは公債 租税のみで支郷するよりも、 生産的勞働を維持してゐたものを奪 人民が多く貯蓄をなす 0) みであ

争を止 ح カジ 加之租 出來なくなる。 めたいさいふ戯を抱くに至り、 税支辨方法に依ると、 又此戦時税の重いことを豫想するときは人民は輕々しく戦争をなすことに 戦時中に於て人民は其負擔の重きに堪へなくなり、 政府も亦人民の意向を察し必要以上に戰爭を長引かすこ 寧ろ早く戦

叢 スミスの公債論

卷 (第)號 二八九) 二八九

の期間 なさしめぬこさっなる。 賛成せなくなるであらう。 - 期間は短くして濟み、新資本蓄積の力の伸ぶる時期が長く續くことっなるのである。いいいいいい 長く續くことゝなる。 そこで自然に戦争の起ることが稀さなり、 斯くして租税支辨方法は戦争を速に終了せしめ又は輕々しく戦争を 換言すれば租税支辨方法に依ると、新資本の書積を妨碍せらる 起つても其期間が 短 一く平和

支側の為 やうなことがなかつたならば、 比し左程違はなくなるであらう。若し公債がなく、 更に 歩を進めて論ずれば、公債支辨方法を採つた結果、 めに相當に重い税を課せねばならぬことゝなる。從つて平時に於ても私人の新資本蓄 戦時に於て何等公債を起すことなく租稅のみで大なる戰費を支 從つて租税收入が公債費の爲めに取られ 公債が累積するに至ると、其元利 る

は 存資本の中より之を取り、 述べたる説の要領であるが、氏は此論に於て戰費支辨を前提としてゐる、 既存資本を滅却し、 上は資本滅却、 新資本蓄積妨碍さいふ見地より 租税は新資本蓄積を妨碍するに止まるといふ論理が出て來るのである。 租税は所得の中より之を取るものを前提してゐる。 ア ダ ム・スミスが公債と租稅 而して同時に公債は旣 それよりして公債 その選擇に關し

辨することが出來やう。

## 一產業打擊論

7 ム・スミスの産業打撃論は公債利子の支拂に關し當時の學者が唱へてゐた説を駁したる議

論の中に表はれてゐる。故に飽く迄も公債利子の國民經濟に及ばす影響に關する説と見て可い。

公債支拂に關し當時の學者の唱へたる説とは斯ういふのである。

公債は 右の手が左の手に對して 負債してゐるやうなものである。

金銭は國外に出でて行

國民の一團の所得を取つて之を他の一團に轉するに過ぎぬ、國民は之が爲めに少しも貧

しくなるものでない。

ь Б

خ (۱۱ه

ダム・スミスは之を以て重商主義の上に築かれた謬見であるとし、之に對して左の如く駁撃

を加へてゐる。

⑴此説は公債は總てその國民が所持するものと前提してゐるが、それはさうでない、現に英

國公債にした所で、 和蘭人や其他の國の人が之を持つてゐるではないか、

たる。 凶假令此前提の通り、公債が總て其の國民の所有となつてゐるとしても、渝者の說は誤つて 其理由は左の如し。

()地主は其土地の收益を多くせんが爲めに土地の上に種々の改良を施さんとする の 土地と資本とは總ての所得の源である、 其源を管理する者は地主と資本家である。

×

「ミスの公債論

第十八卷

(第一號 二九一)

二九

て あ る

Melon, Essai politique sur le Commerce, chap. 23. XXIII. ed. of 1761. p. 296)

第十八卷

る さ、 なるのである。 **、、公債利子支拂の爲めに種々の地租や生活必需品幷に生活便宜品に對する消費税が課せられ** のか 地主の所得が減じて行くのみならず、 ゝる改良を土地に加ふることが出來なくなる。斯くして其國の農業は衰へざるを得なく その減じたる所得の實際的價値が少くなり、最早

が出來なくなり、 外國に移さんとする考を實現するやうになる。 と、それ丈け其品物の價格が高くなるから同じ收入では他の國に於けると同じ分量を買ふこと いろ~~矢釜ましいことをいふて誅求するに連れ、 (1)資本家に對する打擊も亦同樣である。生活必需品幷に生活便宜品に對する稅が課せられる。。。 資本を外國に移さんとする考が起る。 斯へして商工業を維持してゐる資本が外國に移 多くの資本家即ち多くの商工業者は資本を それに稅を徴收する爲めに稅吏が來て

つて行けば、其商工業は亦必然衰へざるを得なくなるのである。

者は其利子が間違なく支拂はれる爲めに一體に農工商等の産業の祭ゆることを堅むであらうけ に移すときは、長い間に於て、土地の荒廢と資本の消耗若は逃亡を來すに違ひない。公債所有 れざも、特定の土地が如何にならうが、特定の資本が如何に管理せられやうが、そんなことに の資本を善く管理しやうこする資本家の手より、何等特殊の利害關係を感せぬ公債所有者の手 土地資本より生する收入の大部分を攀げて、各特定の土地を改善しやうとする地主や各特定

は無關心であり、又何等知る所もなく、それを監視してもゐない。從つて公債所有者、

等の産業が衰へても興り知らないことゝなるのである。

以上の論は利子支拂の爲めに非常に重い稅が課せられ、 土地資本の收益の大部分が之が爲に奪

國境を超えて自由に移轉するものであることを前提としてゐる。

又資本の逃亡論に就ては、

外國にはそんな課稅がなく、

且つ資本は

ひ取られることを前提とし、

## 國家衰微論弁に國家破產論

三

衰微論と名づける。 から、其結論としては國民經濟全體の衰微を來たすことにならざるを得ない譯である。之を國家 アダム・スミスの説は述べ來つた通り公債が資本を滅却し、産業を打撃するこいふのである アダム・スミスは之を次のやうに官ひ表はしてゐる。 日く公債制度はそを採

every state which has adopted it) wo 用した國を實際上、段々と滾へしむるに至つた (the practice of funding has gradually enfeebled 佛闡西、 和關等に求め、そが公債制度の爲めに齊しく衰微したことを斷じ、英國がその稅制の優 斯くして氏は質例を伊太利共和國ゼノア、ベニス、 西斑牙

れてゐる爲めに今日迄はその例に漏れてゐるやうであるけれども、更に負擔が加はり來るときは、

ア タ ム・スミスは更に進んで國家破産論を提唱してゐる。そは公債が累積すれば自然に國家 到底堪へ切れるものでないと警告してゐる。

(第一號 二九三)

破産に到着せざるを得ないとするのである。 氏の音を借つて説明すれば左の如くであ 滥

入をして公債費の負擔を発れしむる (the liberation of the public revenue) 方法は常に國家破産 **公債が或る程度に累積すると、 奇麗に且つ十分に之を償還した例は殆んご稀である。** 國家

とがあるけれざも、多くは償還するやうに見せかけて(Pretended payment)實際に 破産する (Bankrupticy) であつた。國家破産は時に依れば、明示的破産 (avowed bankrupticy) であるこ

(real bankrupticy) のを例ざしてゐる。

5 幣に合金を混じ其品位を下すのである。(the adulteration of the standard of the coin) として わ には貨幣の名目價値を上ぼす (the raising of the denomination of the coin) のであり、第二には貨 アダム・スミスはそれより隱れたる破産(disguising bankruptcy) に就いて讒き、其方法は第一

に於ては既に羅馬の昔に於て其例がある。あらゆる國の貨幣は此方法に依つて段々と其本來の價 貯蓄をする人の財産を減損し、怠惰で而も濫費する債務者を利するやうなことゝなる。所が實際 が、それが爲めに公債所有者を害するのみならず、國内に於ける他の債權關係を紊だし、 第一の方法は貨幣の名目價値を引上ぐる程度に於て實際上國債の償還を発れるゝこ と。。。。。。。。。。。。。。 ` 勤勉で な る

値を滅じ、同じ名目の貨幣も段々と銀の分量が減するに至つた。

なりが 場合が多くあるのである。此第二の方法も佛英蘇等に於て實例があつたのである。 を買ひ、その貨幣の品位を元に還さねば治まらぬやうになる、從つて此方法は其目的を達せない に行はれたとしても何時迄もそれが人民に分らずには居らぬ、それが人民に分ると、人民の憤怒 重量なり形狀なりが從前と同じであるから、 第二の方法は其同一名目貨幣の中に含まれてゐる銀の分量を減するのであるから。。。。。。 の方法たる貨幣名目價値の引上げと同じことに歸する、唯第一の方法では貨幣の重量なり形狀 رآذ さくなるのである から、 明らさまになされねばならぬのに反し、 隱密の間に行はれることが多い。併し乍ら隱密の間 第二の方法では貨幣の 其結果は第

三、以上は に誤つたる貨幣政策となつて來るといふのである。此論理の餘波として英國公債整理論が出て來 論鼈に過ぎないし、 アダム・スミス所論の大嬰であるが、國家衰微論は資本滅封論、 國家破産論は公債費の負擔を免るゝ方法に過ぎない。 而して國家破産論は終 産業打撃論の歸納的

# 第四 スミスの英國公債整理論

ۇ م

公債の累積を見ては、之が對策を講せずには居られなかつたのである。 ム・ユミスは公債を悲觀し、公債の累積は國家破産に終るものとなすのであるから、 アダム・スミスの英國公 英國

叢 スミスの公債論

第十八卷 (第一號 二九五) 二

債整理策は收入を増すか經費を節するかの二の中の一 方法に依つて事質上、早く公债を償還せしめんそするのである。 でなければ ならぬとするのである。 蓋し此

租は愛蘭米殖民地西印度にあてはめることが出來ること、印紙稅も亦同樣に容易に推し擴め得。 る必要ありごし、 5 議士を英國議會に送らしめねばならね。 論じてゐる。 費と英國國債費の節約とを差引いて、六百二十五萬磅の増收を得るものであるとし、 である 殖民地にも共に利益となること、 るけれごも、 から、 スは英國の人口が八百萬で一千萬磅の租稅を納めてゐるより推して、 第一に收入を増加する方法に關しては 英の關稅法を愛蘭幷に各殖民地に適用し、その間に自由貿易をなせば、英國にも愛蘭幷に から、 暫く其政治論を措いて、 所で愛蘭弁に殖民地に英國の租稅を課せんとせば、愛蘭及殖民地より選ばれたる代 それでは十分でないとし、英國の租稅制度を愛閱幷に殖民地に推し擴むるの必要をそれでは十分でないとし、英人。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。 全體に於て千六百二十五萬磅の收入を得るものと見積 常時の英國の税制たる地租、 **內地消費税は多少變更を要することを論じてゐる。** 英國の稅制が愛蘭幷に殖民地に如何程迄適用 こは英國憲法の精神であるが。 アダ ム・スミスは英國内の租税を相當に増すことも出 印紙稅、 關稅、 内地消費税の四に就て吟味 5 今俄に行は 更に五百萬人を加へるの 愛蘭及殖民地に要する經 Ü 得る れ難 所で此の如 年に此額だ かを研究さ アダムデ いであら 地。 水

**\*** は更に減債基金に繰入れることが出來るから、 けを減債基金に充當することが出來るのみならず、前年に償還したる公債の利子額に相當する金 :の年間に於て英國公債を償還することが出來るといふのである。 年々の償還額は次第に増して行くことになり、僅

がないとし、その方法は殖氏地を抛業して平時及戦時に於て殖民地の爲に要すべき互額の經費をがないとし、その方法は殖氏地を抛業して平時及戦時に於て殖民地の爲に要すべき互額の經費を 縷々として論じ、最後に是等増收を圖ることが出來ないとすれば、英國々費を減するより外に道 節約するに在るど論斷してゐる。 ケ ム・スミスは次に愛蘭や殖民地が英國公債の償還に参加するのは正義に適つてゐることを

## 第五 スミス公債論の批評

ス ミスの説を批評して見ねばなられ。 私は前三段に亘り、 アダム・スミスの公債に關する説を紹介したが、茲に至つて少しくアダ ア タ ム・スミスの説の中心黙は公債悲觀説に在るから、 4 私

は主として此公債悲觀説を吟味することへする。

國家破産論とすることが出來る、故に此等の論に就て順々に調べて見やうと思ふ。 アダム・スミスの公債悲觀説は前にも述ぶるが如く、資本減却論、産業打擊論、 國家衰微論、

資本滅却論に於ては アダム・スミスは第一、國家の行動を以て消費であり、不生産であると

論 叢 スミスの公債論

第十八卷 (第]號 二九七) 二九七

論

る。 する考を前提として居り、 支拂はる そこで私は此二の前提に就て論究して見やうと思ふ。 くものであると前提してゐる。 第二に租税は所得より支拂はるゝものであるに反して、公債は資本よ 資本減却論の是非は懸つて此前提の正しきか否 1かに在

目的 の保護に限らんとするものである。 想に於て正しくない。 ものは殆んご無い。 近の學者が消費説を捨てゝ生産説を取るやうになつた所以である。 のは無い。 は其行爲に依り其經費に依り、無形財を生産するものと見ることが出來るからである。是れ最 第 `を最く狭く解せんとする考がひそんでゐる。そは所謂自由説で、 一に國家の行動を以て消費であり、不生産的であるとする前提に就て之を見るに、其根本思。。。。。。。。。。。。。。。。。。。 所で國家が國民の福利を増進せんとせば、國家が自ら進んで私經濟的事業を經營す 今日の文化國は何れも文化を進捗し、 國家の行動や國家の經費は決して不生産的消費さ見るべきでない。 所で今日の文化國に於ては斯の如〈國家の目的を狹〈解する 國民の福利を増進せんことを期せない **尚此消費説の根抵には** 國家の目的 を人の生命財 蓋し 國家の 產 阈

1) 拙著財政學卷一105頁以下

國家が此の如

さうなると茲に

2) 同上95頁以下

論者或は無形財の生産は生産でないと論

無形

벬

の生産と有形財の生産とを區別せねばならね。

る

カ・

b

知れぬが、有形財の生産に至つては何入も生産でないと論ずることは出來まい。

き事業に經費を投するのは、

るこども起らうし、

又國家が種々の設備や營造物を新設し改良することも起らう。

有形財の生産に關與するものと謂ふことが出來る。

第十八卷

(第一號 二九九)

二九九

他

の

般收入を煩はすに及ばないからである。

事

の年

'n

するの費用は學者の所謂私經濟的臨時費を形づくるもので、之で支辨するが爲めには公債を募る こさが出來ねばならぬ。 國家が私經濟的事業を經營するに當つては先づ其固定資本を得ねばならね、其固定資本を獲得 同じ論法で、 國家が道路橋梁運河港灣等を新設せんとするに當つても亦

もので、之を支辨するが爲めにも亦公債を募ることが出來ねばならぬ。

しく固定資本を得ねばなられ、

從つて是等の新設費は學者の所謂國家經濟的臨時費を形づくる。。。。。。

の生産的公债、事業公債に就ては毫も考慮せず、唯戦時公債に就てのみ議論してゐる。アダ 私 又同時に生産的公債とも名づくべきである。 經濟的 臨時費幷に國家經濟的臨時費の爲めに募る公債は之を事業公債とも名づく。。。。 7 12" ム・スミスは其公債論を爲すに當 べきで り、是等 ム・ス あ

の學説に依ると、 が私經濟的事業の爲めにする公債を考へないのは無理もないことである、 蓋し ア タ 所が道路橋 ム・ス

ş

ス

梁運河港灣等の新設の為めにする公債に至つては アダム・スミスと雌ごも無下に斥くことが 國家は私經濟的事業を經營すべきものでないとするからである。

ない筈である。 業であつて、その管理宜しきを得れば其經費を支辨するに足りる位の收入を得ることが出來て、 の生産を増すものであるし、 何となれば アダム・スミスの論に從ふも、 **叉橋梁運河港灣等は道路と同** 道路の新設維持はその國の土地及勞働 じく商業を容易に 補助す

拙書財政學卷--282頁

.1) 1)

l) Wealth of Nations, bk V. chap I. part 3. art. I

出

要之、 單に戦 7 ダ 時 |公債にのみ着眼して生産的公債に着眼せない所から、 ス ξ ス *o*) 論 は國家の行 爲を消費に過ぎぬとするに於て根本的に誤つて 公債の 半面的觀察 Ď る 陷 0

て あ る ح 調はは ねばなら

0 ふ前提に就て之を見るに、 ||來ぬ。先づ租稅の依つて以て支拂。。。。。。。。。

亦悉く之を真理とすることが出

の 通説である。 アダム・スミスは所謂純所得課税説を打ち立て、所得の中より勞働者の生存に

上

は。 ح

Ų٦

| るゝ税源より研究せんに、税源は原則として所得で、。。。。

例外として財産たること、

最近租

必要なる經費を除 茲に之を論熊としやうとは思はぬ。 いたる残額を以て税源としてゐる、 大體租稅は所得より支拂はるゝものであるとして置 所で所謂純所得課稅は誤つてゐる。 併し私 かう。

の如く戦費を租税のみで支辨し公債に依らないことゝすれば、 例外として財産を税源とする場合に至つては茲に一 時税の如きは動もすれぼ財産より支拂は 3 **ゝことがあるべきである。** 應攻究せねば 從來の租稅の率は著しく之を高 ならぬ。 盚 殊に し戦 費支辨の ァ タ\* <u>ہ</u> 爲 ス

睢

は

にする戦

.産殊に資本の中より支拂はれねばならぬ。租稅が資本の中より支拂はるゝに至らば旣存資本を 從來の租稅の率が著しく高くな さうなれば租税と 稅理 拙著租税論179-180頁, A. Smith, Wealth of Nations bk V. chap 2. part 1)

aat. 3 j. 2) 181の1~183頁

b<sub></sub>

重い新税が

'n

め

ねばならぬし、

又相當に重い新税を起さねばならぬであらう。

はつて來ると、其稅額は驚くべく多くなつて來べきである。

財、

減却するものと謂はねばならぬ。 アダム・スミスは戦争の為めに公債が累積することを説くが、

是が故に ばならぬ、 **公債が累積する位ならば、その代りに租税にて支辦するとすれば、其租税は非常の巨額に上らね** 7 非常巨額の租税を支拂ふには純所得のみにて足らぬ、資本にも食ひ入らねばならぬ。 g' ム・スミスの論理よりするも、 戰時税は既存資本を滅却することゝなるのであ

然るにアダム・スミスは租税になると所得より支捇はるゝものと考へてゐるやうである。 そこに

アダム・スミスの論の徹底せざる所があると斷せざるを得ない。

といふことが出來ぬ。カール・デイチエルは此點に就てアダム・スミスの說に反對し

促し、他方に於て國家の無形的固定資本を作るものであるから、資本を滅却するものでない、寧 **必饋は一方に於て社會に用途を見出さない遊資を取り又は人の貯蓄心を刺戟して遊資の成立を** 

**と論じてゐる。** ろ資本を増加するものであると謂はねばならね。 チ ì チェ ル の論ずるやうに、 **公债は何時でも遊資の中より若は新に刺** 

論する樣に公債は何時でも既存資本を奪ふものと見ることが出來ぬ。經濟社會が沈滯して所得の 成立すべき新資本の中より支排はれるものといふことが出來ぬかも知れぬが、 アダム・スミ 戦せられ スの

増

艬

スミスの公債輪

-加大ならざるときに於て正額の公債を募れば、旣存資本を奪ふこともあるであらうが、

Carl Dietzel, System d. Staatsanleihen S. 167. u. 198.

(第一號三〇一) 101

經濟肚

第十八卷

會が活氣を帶び國民所得が増して已まざるに方つて公債を起せば、遊資の中より若は應募せんが 第十八卷

爲めに新に成立すべき資本の中より支拂はるここともあるべきである。 換言すれば公債は資本の

ム・スミス は公債を以て單に資本の中より、 而も既存資本の中より支拂はるゝものであるご獨斷

中より支拂はることがあると同時に所得の中より支拂はるっことがあるのである。いいいいいいいいいがあると同時に所得の中より支拂はるっことがあるのである。

然 るに

7

しでゐるのである、 |産業打撃論は既に述べた如く第一に利子支拂の爲めに非常に重い税が課せられ、土地資本。。••• 是れ亦アダム・スミスの説の批難を発れざる點である。

の收益の大部分を奪ひ取つてゐることを前提とし、第二に資本の逃亡論に就ては外國にはそんな

課枕がなく、且つ資本は國境を起えて自由に移轉するものであることを前提としてゐる。 所で第一の前提は常に必ずしも眞理でない。蓋し公債を起したこしても,其利拂の爲 めに 土地

資本の收益の大部分を奪ひ去る程の重枕を課すると限らないからである。 土地資本の收益の大部分を奪ふ場合を想像せんに、それ位ならば、その公債の額は土地資本の收 利拂をする為 めの 稅

らば、土地資本の收益にては追つ付かず、資本迄をも徴收せねばならなかつたであらうでいるこ 其當時は土地資本の收益の幾十倍を徴せねばならながつたであらう。 盆の幾十倍にも上つてゐるに相違ない、從て戦時に於て公債の代りに租稅を起してゐたとすれば れた結果であるとしても、其一つ一つの戦役を取り之に要する戦費を租税にて支辨したとしたな それが假令幾度も繰返へさ

くなり、 を課しそれが非常に産業を打撃しやうものならば、 支辨主義が早く戦争をやめさしたり、 皆租税負擔の輕重等を打算した結果で決せられるものと云ふことが出來ぬ。假に一步を讓り租 本蓄積防碍の期間が短く新資本蓄積の期間が長いを論じてゐるが、戰爭の終了や、 時にも起らねばならぬ筈である。 雘 とが容易に首肯せられるのである。資本迄も徴收するやうな税となつては戦時に於て 土 地 なり、 工業 平和の期間 又輕々しく戦争をなさぬであらうから、 の衰微を水た が長くとも役に立たぬことともならう。 Ļ m も容易に恢復することが出來ないに相違ない。 7 9 極々しく戦争をなさしめないとした所で、戦時に於て重税 ム・スミスは戦時に重税を課せば、 **戦争の期間が短く平和の期間が長く、** 産業の恢復は容易に之を期することが出 是が故に ナタ 早く戦争を止 ム・スミスの論に從 資本の逃亡はその 平和の破 一從て新資 めること の産 . 來な 裂は 稅 2

税に依つて其利拂を爲すとしても、 ない、是等の生産的公債に至つては決して産業を打撃するものといふことが出來ぬ。道路橋梁運 ならぬ。併し近代の公债は前にも述べた通り戦時公債に止らず事業公債の如き生産的公債が少く 河港灣の爲めに公債を起した所で、其設備が土地資本の生産を高めて行く効果がある限り假令租 以上は戦時公債に就て論じたものである、 産業の打撃とならぬ筈である。 アダ ム・スミスの眼中にしてゐる所は戰時公債に外 若し夫れ私經濟的 事業の爲に

て租税は公債に劣らす産業を打撃するもので評せねばならぬ。

の公債論

要するに

7

2

**つ** 

τ

**公債を起すに至つては、** 愈々以て産業の打撃とならぬ。 て租税收入を待つ必要が無い からである。 第十八卷 蓋し是等の公債は其事業の收 Ŋ. •スミスの議 経証に依

諭 は毫も生産的公債 に當て篏まらないと謂は ねば ならぬ。 元利 さもに 支拂は

n

敢

課せられてゐるやうである、資本が外國に逃亡し、更に重い稅が課せられるならば、逃亡の効は の租税が重ければ、 |輕いと限つた譯でない。世界戦後の今日、列强の財政は何れも困窮してゐて、相當に重いい、、、、 第二に資本逃亡論に就て之を見るに、 資本は外國に逃亡するの傾を生するものであると言ひ得やうが、外國の租稅 其前提も常に事實に適ふといふことが出來ね、 勿論 い税が 内國

逃亡を來されとも限られ。 總て輕い税を課するに止まつてゐるとせば、 とする社會とはいへ、さう容易く外國に移轉するものでない。 **併しそれは重枕そのもの** アグ ム・スミスの論するが如く、 、影響である、 勿論 公債利拂の爲にせないでも、 國だけが重税を課し他 長い間には資本の 國は

ない譯である。

加之資本といふも、

生産事業に放下せられたものは、

如何に資本移轉自由を原則

ひ得 るものにありては重梲を起す必要もないのである。 是が故に概括的に公债を以て資本を外

租枕を重く課して居りさへすれば起る現象である、

公債を起しても、其事業が公債の利子を支拂

に逃亡せしむるものであると斷定することが出來ぬ

國家衰微論並に國家被産論も亦戦時公債のみに就て考へられたものである。 成程 アダム・

る國に於ては、公債が累積したとて必ずしも國家破産は起らぬのである。 國家破産は起り易いであらう。併し乍ら富力が强く、産業が盛で、財政上容易に多くの收入を得 に於て、 の國家破産論を以て全然誤つてゐるといふのでない。戰時公债の如き非經濟的公債が累積する國 名目價値の引上若は貨幣本位の引下を以て常に公債費の負擔を免るゝ爲めであるといふに至つて は餘り概括的に獨斷したものでないかと疑はれるのである。 ス ミスの成謂隱れたる國家破産は諸國の實例に於て乏しくあるまいが、各國に於て行は。。。。。。。。 富力が弱く、産業も振はす、財政困窮を告ぐるに至らば、 此くいへばさて私は アダム・スミスのい ア タ ム・ス ፌ カジ た貨幣 ・ミス 如き

に相違ないとふい豫言は少くとも適中せなかつたのである。 るものであり、而も其間に國民經濟は進步して已まぬのであるから、必ずしも早く公債を償還せ 一蓑へ、國家は破産するの已むなきに至るといふ結論が出るかも知れぬが、 國の繁榮は倘 ねばならぬと限らぬ。現に アダム・スミスの最も心配してゐた英國に就て之を見るに、Wealth of せねばならぬといふことを前提としてゐる。 體 出でて約百五十年を經てゐるが、其間に英國の公債は更に累積した。然るにも拘らず英 *y*\* ム・スミスの國家衰微論幷に國家破産論は、 一層進んで來たのである。隱れたる破產は姑く措くが、公債は英國の衰微せしむる 此前提から出發すると、 公債と私債とを分たず、債務は早く辨濟 是れはそもく一何が為めかい **王額の公債ある限り國家** 國家の生命は無窮に亘 ~ ı

第十八卷 (第一號 三〇五) 三〇五

ì は 夙に此誤つた豫言に就て詮索し、 そが公債と私債とを同一 視したことゝ、英國の富源を洞

察 がせなか つたことゝに罪を歸してゐる、 至言と謂ふべきである。

謂へ 費を免れんが為めにやつたのでは無く、 墺伊佛の貨幣下落は一種の隱れたる國家破産と見ても差支ない。 中してゐる所あることを附言せざるを得ない。 すれば、 స్త を以て之を支辨しやうとしても到底行はれ得なかつたであらうといふことが解る。 ス る。 を地下に起し此世界戦さその後に於ける公債の現狀とを見せしめたならばそれ之を何と評する 私 J. ないことを斷ずると共に、 不換紙幣も一 記して茲に至り、 且つ又世界戦に於ける戦費の額に就て考ふれば、 アダム・スミスの議 の公債の形とも見られ アダ 論と逆になつてゐるやうにも思はれ ム・スミス 世果戦後の歐洲大陸諸國の財政狀態が 0) **戦費を支辦せんが** るから、 ・國家破産論國家衰微論が、常に必ずしも眞理であると 露國は現に明示的國家破産をなしたのである。 **公債が直ちに隠れたる國家破産をなしたとも謂** アダム・スミスの論ずる様に、 爲めに不換紙幣を發行したる結果であ 併し乍ら更に一歩を進めて觀察 . 3 即ち貨幣價值 アダム・スミスの豫言に適 の下落は公債 ァ ŋ, 租税のみ ム・ス 獨

# 公債論史上に於けるスミスの地位

であらう。

公債悲觀 誑 は 7 タ\* ٨. スミ ス の公債論中の中心思想であることは前既に述べた通りである。 肵

Ťζ ナこ カゞ たる人が 、公债悲 公債は新に資本を増 办 觀 ζ 説 7<u>}</u> は かつた。 7 夕\* ٨. 勿論 スミ スを以て初まったのでは無い。 ア タ ム・ス ミスの當時に於て公債樂觀説も行はれない A. ム・ス ミスに先つて之を主張 Ţ は 無 か 2

加するもので

ある

ر ال

á 説の

如き、

租税に依つて公債の

利棚をなす

は

左

用しそれを駁撃するに全力を注いだことは旣に述 の手より してゐたに相違ないけれざも、 右の手に轉す るに等してい 大體は公債悲觀説で ዹ 誑 0 如き即ちそれ ベ 72 あつた。 通り で で đ) あ శ్ర ر م 7 此 77\* の如き公債樂觀説は多少存 ム・ス 3 ス かず 是等 0) 說 を引

dorff) 以て危険視し之を起してはならぬと力説したのである。 ボ jν 公債悲觀説は既に第十七世紀の政治學者殊に獨逸の舊内帑學派が之を唱へてゐたので = の説に至っては多少進步したけれざも、 ッ ッ (Bornitz) ベゾルド (Besold) の如きは最も其著しきものである。 非常緊要の場合に限つて之を起すことを認 ク 17 ッ 'n (Klock)セケンドルフ 是等の人は公債 (Secken めたに あ ئر

ì 十八世 4 ス・ス 紀にな チ 7 つて佛 1 7 ı 國 ŀ に於ては (James Stenart) Æ ン テ っ + かゞ 7 盛 , 1 公債を批難してゐた。 (Montesquieu) 英國に於ては 就中 Ł ۲ ٠, ユ į 1 L ዹ のア (Herme) タ Ž,

也"

ス

3

論

證

X

ミスの公債論

スと當時の大哲學者であり、

其説の如きは

7

Ø,

ム・スミス

を動か

したことも少くなかつたと

過きなかつた。

(第一號三〇七) FOF

<sup>1)</sup> Montesquiuu, Esprit de Lois, 1748, Liv. XXII. ch. 17, 18

<sup>2)</sup> Hume, Essay on Public Credit, 1752

<sup>3)</sup> James Stenart, Inquiry into the principles of political Economy, 1867

思はれるのである。

的生活を奬勵し國民經濟を衰へしむるものであるから國民は公債を銷却せなければならぬ、 後世に手形を發する權利を有せしむるは浪費の癖ある子に各銀行に對する小切手帳を興ふるに等 でなければ公債は終に國民を亡ぼすに至るであらう。 しといひ、公債が政府の濫費を誘致することを批難した。又曰~公債は勞働者を苦しめ、不生産 Ŀ ļ は公債を以て現代の負擔を後世に譲るものであるといふ考より出でゝ、政治家をして

ح

는 그: 本の精神に於て似通ってゐる所があり、 を速に終了せしめ且つ輕々しく戦端を開くことがないやうになるといふ **公债が濫費を誘致するといふヒユームの説は戰費を公債にて支辨せず租税にて支辨すれば戰爭** ı ᇫ の説は公債の利拂が産業を打撃し、各國民を衰へしむるに至るといふ アダム・スミスの **公债が國民經濟を衰へしめ終に國を亡ぼすに至るさいふ** アダム・スミスの説と根

解とのみ看做すべきでなく、少くとも當時の輿論とでも見られたる説の影響を受けたものと見る ことをいはんとするのである。さう考へて見れば、 此くいへばとて私は アダム・スミスの當時に於て、 アダム・スミスがヒユームの説を祖述したものであるといふのでない、少 アダム・スミスに先つて公債悲觀説を高唱した人があつた アダム・スミスの公債悲觀説は氏の獨創の見

説と酷似する所があると謂へるのである。

7 ۵ ス 3 ス 0) 、公債 悲 酄 靓 は Œ 統 經 |濟學| 派 0) 後 織者に傳 は つた、 殊に資本滅 諭 は

派 派  $\sigma$ 信 修さな Œ 狁 經 濟學 つ 派の 是等 響を受け 0) 誸 11 獨 b 英國 0 主張となつた、 办 に止 まらす、 大陸に も及び、殊に獨逸に · (Jacob) 入 長 h ኒ ን

12

る者

Ü

ン

1

ゔ゚

ン

(Soden) やこふ

る \*\*\* į, ッ 甚しきは非常準備金の頼むに足らざるを看破 ッ 亦共鳴者が フ あつた。 יעונ g, (Fulda) ネ ~ ت シエ ス (Nebenius) 及びラウ (Rau) 1 (Schön) し公債を起すの已むを得ざるを認 الاد. ゥ ٨ ス Ø ル 2 の如きそれである。 (Baumstark) 0 如きそれ ð ٠, 0

2

に勞 奪 ፌ 0 働 7 者 故 を以て勞働者 壓 ム・ス 排 論 Ξ. スの公債悲 貧富懸絕論 Y 邨 壓 心観説の 3 を主張するに至つた。 る ž 論 中心説は資本滅却論にあるが 結するもので 勞働者抑。 あ る £ 壓論。 7 n -,-とは公債 1 7 ス ダム・スミス ジ カゞ ~勞賃 Ħ ン . 0) ス への後繼 チ \_\_\_ る資本 ァ 者 ١ は ŀ 更

を失は (" 如 b しむと論ずる る。 こは 貧富懸絕論 明 12 ĕ 7 Ŏ タ\* で ح ム ある。 は、 ス ₹. 公債 ス 也 の資本滅 ì カゞ 資産者と無資産者との (Say) 却 ネベニウス 論 t Ŋ 曲 で、更に分配 (Nebenius) 懸絶を大なら 0) 等の Ťi 面 如 に於 め て考察を 祉 n 曾 亦 級 加 ^ 本 0) 滅 72

Ō

0

ቷ

b

出

7

公債が

分配に及ぼす影響に着眼したるものと見て可

正に

世を風靡

ŤZ

ሪ

l) Soden, Die National-Finanzwirtschaft, 1811 Jacob, Die Staatsfinanzwissenschaft. 1820/21. Lotz, Handb. d. Staatswirtschaftslehre, 1822 Fulda, Handb. d. F.W. 1827 Schön, Die Grundsätze d. Finanz, 1832 Baumstark, Staatswissenschaftliche

Versuche über Staatskredit, Staatsschulden u. Staatspapieie, 1832. Nebenius, Der öffentliche Kredit, 1820 Über die Natur u. Ursachen des öffe tlichen Kredits, 1829 Rau, Grundsätze d. F=W. 1 Aufl. Bd II. (1837), S. 2)

3) Chalmers, Political Economy, II, 71. J. S. Mill, Principles of political Economy, bk I. ch. 5, 28 bk V. ch 7. 21

翪 š ス の公債論

益

7

, gʻ

Z,

ス

፤

ス

の後に至つて公債悲觀説は愈々盛となり、

第十八卷

かゞ 覆さるゝやうになつた、カール、ディチエ 办 ı あつたが、 エル (Carl Dietzel) であつた。茲に至つて アダムス・ミスの公債悲觀説は根抵 十九世紀の半頃になつて學者の見解は公債樂觀説に轉ずるに至つた。その代表者は ルの論は悉く真理であるといへないけれごも、 學界が から

ならぬ。 7 タム•スミス の公債悲觀説を棄つるやうになつたことに就て至大の力があつたものと謂は ねば

ある。 説の上に其論を打ち立てたのは正しくアダム・スミスの功績に歸せねばならぬ。 けたものと見るべきであるが、其資本滅却論や産業打擊論の如き、 以上述ぶる所を以て之を觀れば、 公債悲觀説そのものは アダ ム、スミスの獨創の見といふべきでなく、 ア タ ム・スミスの公債悲觀説は長い間學界を支配したもので あのやうな論理を以て經濟學 寧ろ前人の影響を受 是れアダ ム・ス

#### 結 論

を以て公債論史上悲觀説の代表者とせねばならね所以である。

來 る。 7 ダ 何故に悲觀説をなしたかと云ふに戦時公債のみを眼中にしたからである。 ム・ミススの公債論は以上論ずる所に依り悲觀説を以て貫いてゐるものと斷することが出 ム・スミスの論は 所で公債論 は

戦

時公債のみか見て之を斷ずることが出來ね、

戦時公債をのみ見るとしても アダ

Carl, Dietzel, Das System d. Staatsanleihen, 1855.

とすればアダム・スミス の議論のよい所のみを擧げて悪るい所に觸れずに置くのが禮 何全斑の眞理を穿つたものであるといふことか出來ね。 が、それは學問倂究を生命とするものゝなすべきことでない。 アダム・スミス生誕二百年を記念しやう 是が故に私は無遠慮に か ż いも知れ 夕**\*** 

ミスの公債悲觀説を批評し、 そが半面的觀察に過ぎないことを斷ずる所以である。

世紀の終より十八世紀の前半に亘り英國が起した戦時公債を見れば、其當時に取つては驚くべき 眞理であるとは云へないが、歴史的に見れば大なる意義を有するものと謂はねばならぬ。 は棄てられざるを得ざるに至つたのである。 紀の後半以後に於て鐵道國有の勢成り、諸國の公债の中に生産公债も段々多くなつて來たので、 額であつた。 叉或は自然であるといはねばなるまい。 7 たといふも、其當時に存する公债といふ公債が殆んご戦時公債であつたからであらう。試に十七 ダム・スミス 併し乍ら一歩を進めて考ふれば、 アダム・スミスが之に目を注いで悲觀説をなしたのも無理ではない。然るに十九世 の悲觀説を以て之にあてはめることが出來なくなつた、 ア グ アダム・スミスが戦時公債のみを見て悲觀説を打ち立て ム・スミスの時代に生れ 是が故に ア ダ ム・スミスの公債論は今日に於て全然 ア ダ ム・スミスの議論をなすは アダム・スミスの悲觀説